明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務三〇五）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同三〇六）　一
○技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定の署名に関する件（外務二〇〇）　一
○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約へのモロッコ王国の加入に関する件（同二〇一）　一
○著作権に関する世界知的所有権機関条約へのモロッコ王国の加入に関する件（同二〇二）　一
○特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約へのモロッコ王国の加入に関する件（同二〇三）　一
○第二次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇四）　一
○第二次ルアプラ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇五）　一
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一七）　四
○作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める件の一部を改正する件（農林水産一一五九）　四
○保安林の指定をする件（同一一六〇～一一六七）　四
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一三四）　四
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、行政文書ファイル管理簿の閲覧に供する事務所の場所を定めた件（資源エネルギー庁一）　六
○都市計画に関する件（国土交通六五七）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一一七）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（四国地方整備局五八）　八
○道路に関する件（北海道開発局六三、六四）　八
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
最高裁判所　群馬県　埼玉県　福岡県　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三
会社その他　三

告示

○法務省告示第三百五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年七月二日から効力を生ずる。

平成二十三年六月十五日

法務大臣　江田　五月

北海道岩内郡共和町長

鹿児島県鹿児島郡十島村長

○法務省告示第三百六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月十五日

法務大臣　江田　五月

氏　名　黄　晓燕

生年月日　千九百六十三年七月十八日

国　籍　中華人民共和国

○外務省告示第二百号

平成二十三年六月二日に東京で、技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十三年六月十五日

外務大臣　松本　剛明

技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定

日本国政府及び南アフリカ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

南アフリカ共和国における技術協力及び青年海外協力隊員の活動の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済的及び社会的発展の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「専門家」とは、第三条1に規定する取決めによって規律される個別の技術協力計画を実施するために独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）が特定の期間南アフリカ共和国に派遣する者（b）に定めるシニア海外ボランティアを除く。）をいう。